

沙漠緑化／「緑の協力隊」について

河登一郎

8月の「一日の会」で、河登一郎氏が首記テーマで話をされました。同氏自身が、最近モンゴルで実践された体験談だけに迫力があり、質問も多く関心を持たれる方も多いと思いますので、以下要約して頂きました。

1. 地球面積の5～10%は沙漠
 - (1)地球の面積：約 500百万平方キロ
 - (2) “ 陸地：約 150百万平方キロ（約30%）
 - (3) “ 沙漠：約 45百万平方キロ（約30%含半沙漠
 - 1)降雨量により 半沙漠(500～200mm/年)
 - 沙漠(200～ 50mm/年)
 - 極沙漠(50mm 以下/年)
 - 2)土壌により
砂沙漠／土沙漠／礫沙漠／岩沙漠／塩沙漠
2. 砂漠は毎年ふえている
 - (1)毎年約50千平方キロ（ほぼ九州＋四国に匹敵）
（他に約150千平方キロの熱帯林が消失／退化）
 - (2)原因
 - 1)自然環境：気候変化・洪水による表土流出など
 - 2)人間の営み：燃料（生活用／工業用）／過放牧／
開発／戦争／人口爆発等
3. 沙漠緑化の効果
 - (1)砂防による沙漠拡大防止効果
 - (2)経済効果――人口吸収／定住
 - 1)食糧増産：農業／牧畜
 - 2)地下資源開発：工業
 - (3)環境改善効果
 - 1)酸素増加：オゾン層消滅防止
 - 2)二酸化炭素吸収：地球温暖化防止
 - 3)気象改善：酸性雨減少など
4. 緑化可能な沙漠も多い
 - (1)元森林／草原
 - (2)地下水も意外に豊富
 - (3)砂は農業に適している：空気・根・肥料・作業・
連作可能
5. 緑の協力隊（中国沙漠開発日本協力隊）
 - (1)主催：日本砂漠緑化実践協会
〒104 東京都中央区銀座3-12-18 新岩間ビル2F
TEL 03-3248-0389 FAX 03-3248-5351
 - (2)会長：遠山正瑛（鳥取大学名誉教授）
 - (3)主な事業
 - 1)沙漠緑化事業（植林・農業・水産・牧畜等持続可能な産業の開発実用化）
 - 2)沙漠緑化事業に対する専門家やボランティア派遣
 - 3)沙漠体験学習及びセミナー事業の開催
 - 4)調査研究教育事業の推進
 - 5)環境保全・改善に役立つ事業
 - 6)その他
 - (4)現在の活動の中心
 - 1)中国内蒙古自治区クブチ沙漠植樹活動

2)ポプラを中心に昨年 100万本達成。現在 200万本に挑戦中

3)実験農場：農場：牧畜（駝鳥）：「〇〇の森」

(5)協力をお願い

1) “力ある人は力を” “知恵ある人は知恵を”
“金あるひとは金を” “時間ある人は時間を”

2)会員の募集 個人会員 1口 5000円／年
団体会員 1口 10000円／年
賛助会員 1口 50000円／年

6. 日本の環境関連 Volunteer組織、各地方の “〇〇川の清流を守る会” など大小合わせ4500以上もあり、身近にも地道な活動の場は多い。一方「公共投資」によるハコ物建設は環境破壊・財政悪化・腐敗の元凶。

選挙公報請願運動を振り返って

埼玉・辻本時義

いしん埼玉市民の会の96年度の活動目標としてきた選挙公報発行を求める請願書を7月16日に 248名の署名を添えて議会事務局に提出、8月2日の埼玉県議会企画財政総務委員会で採択されました。これで、次回県議会議員選挙から選挙公報が発行されることが確実になりました。

私達の約6ヶ月にわたる、各県の実態調査・埼玉県会議員の意識調査・世論を盛り上げるための街頭署名運動の展開などの地道な取り組みが大きな成果につながったわけです。これは、活動委員とその活動を支えてもらった会員全体の取り組みの成果であり、この紙面を借りてご報告するとともに厚くお礼申し上げます。

この成果により今後、県会議員を選ぶ際の最小限の情報は保証されたわけです。これからは、選んだ議員がどのような政治行動をとるのかにも十分な注意を払う必要があります。政治の沈滞は議員を選ぶ側にその過半の責任があります。今後、私達の運動も選挙公報発行をバネに、より良い議員を選ぶために何が必要なのかを考えその実現を求めている事が大切だと思います。

以下は、読売新聞8月3日朝刊記事です。

「県議会の企画財政総務委員会が8月2日開かれ、市民グループから出されていた、県議会選挙での “選挙公報発行に関する条例” の制定を求める請願を全会一致で採択した。8日の本会議で採択される見通しで、県選管など関係部局では条例制定の検討作業に入る。条例が成立すると、早ければ1999年春に実施予定の次回県議会選挙から、各候補者の政見などを紹介する “選挙公報” が発行される。公職選挙法では、国政選挙や知事選で選挙公報の発行を義務づけているが、それ以外の選挙では自治体の裁量に任せている。県選管によると、現在、都道府県議選で、選挙公報を発行しているのは21都府県。関東1都6県で、選挙公報を発行していないのは群馬の他本県だけとなった」（埼玉「会報」より転載）